

自治体	事業名	年齢目安	事業対象者・条件	事業内容・対象経費	問い合わせ先
愛媛県 及び 各市町	新規漁業就業者 育成強化事業 (新規就業者育成事業)	55歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね満55歳未満の者</li> <li>漁業就業後3年以内の者</li> <li>独立して自営する漁業者</li> </ul>	新規就業者が漁業又は養殖業を行うのに必要な経費（漁具・燃料費・種苗購入費・飼料費・消耗品等）の一部につき、市町が補助する経費に対し県が助成する。	愛媛県農林水産部 水産局水産課 TEL：089-912-2617  ※参画状況は各市町へ お問い合わせください
	新規漁業就業者 育成強化事業 (漁家子弟支援事業)	55歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね満55歳未満の者</li> <li>受入漁家の代表者との関係が3親等以内である者</li> <li>漁業への就業後3年以内である者</li> <li>後継者として漁業を目指す者（事業終了後3年以上就業を継続）</li> <li>県が設定する事業項目について実施する者</li> </ul>	受け入れた子弟等が漁業又は養殖業を行うのに必要な経費（漁具・燃料費・種苗購入費・飼料費・消耗品等）の一部につき、市町が補助する経費に対し県が助成する。	
	新規漁業就業者 育成強化事業 (カムバック支援事業) <b>【令和8年度新設】</b>	55歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね満55歳未満の者</li> <li>漁業再就業後3年以内の者</li> <li>独立して自営する漁業者</li> </ul>	過去に真珠母貝養殖業に従事した経験があり、離職後、当該養殖業に再度従事する者が必要とする経費（漁具・燃料費・種苗購入費・消耗品等）の一部につき、市町が補助する経費に対し県が助成する。	
上島町	上島町 農林漁業 インターン事業	50歳以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>上島町に転入し、7年以上継続して居住する意思のある者で、新たに農林漁業を営もうとするおむね50歳以下の者</li> <li>認定委員会で適正と認められた者</li> </ul>	<u>研修内容</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>中核農家又は中核漁家での作業実習</li> <li>農林水産業関係の試験研究機関及び指導機関での作業実習</li> <li>農林漁業の経営に必要な技術習得研修</li> </ul> <u>認定期間</u> 2年以内 <u>研修費</u> 月額10万円を限度額として支給 (夫婦の場合は月額15万円を限度額とする。)	上島町農林水産課 TEL：0897-75-2500
伊方町	伊方町 新規就業者 支援対策事業	18歳以上 45歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規学卒就業者及び新規参入者で、新たに農林水産業に就業した者</li> <li>特別の事情を除き、引き続き就業できる者</li> <li>町内に居住する者で、申請時に18歳以上45歳未満の者</li> <li>土地、漁船等を所有している親族関係者が伊方町内に在住しているか、又は将来において所有する見込がある者</li> <li>原則として長期研修開始後10年以内に自営の就業者として自立することを旨とする者</li> <li>審査会において計画に適性があると認められた者で、認定後、伊方町ですみやかに農林水産業に従事することが確実と認められる者</li> </ul>	<u>技術研修費及び生活費</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>親族の経営基盤を引継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者で就業月額5万円</li> <li>親族の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者又は親族が死亡、病気のため、代わりに新規経営する者で就業月額10万円</li> </ul> (研修期間3年以内とし、研修日数は220日以上とするが、天候、事故、病気等のやむを得ない事由が生じた場合にはこの限りでない。)	伊方町農林水産課 産業振興係 TEL：0894-38-2651
八幡浜市	八幡浜市 漁業新規就業者 支援事業	15歳以上 40歳未満 又は 50歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業後継者<sup>*1</sup>又は新規就業者<sup>*2</sup>であって、八幡浜漁業協同組合からの推薦を受けることができること</li> <li>市税等を滞納していないこと</li> <li>他の制度による補助金又は助成金等の交付を受けていないこと</li> <li>過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと</li> <li>※1 八幡浜市に住所を有し、かつ、15歳以上40歳未満の者であって、漁業を業として行う親族の経営基盤を引き継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者</li> <li>※2 八幡浜市に住所を有し、かつ、15歳以上50歳未満の者であって、漁業を業として行う親族の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者又は親族が死亡、病気のため、代わりに新規経営する者</li> </ul>	<u>技術研修費及び生活費</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業後継者：漁業従事期間中 月額5万円</li> <li>新規就業者：漁業従事期間中 月額10万円</li> </ul> <u>支給条件</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間に必要な漁業従事日数は、90日以上とする。ただし、天候、事故、病気等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。</li> <li>支給期間は、最長で36か月間とする。</li> </ul>	八幡浜市水産港湾課 TEL：0894-22-3111 (代表)

自治体	事業名	年齢目安	事業対象者・条件	事業内容・対象経費	問い合わせ先
西予市	西予市 漁業新規就業者等 支援事業	40歳未満 又は 50歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立して自営する漁業後継者・新規漁業者</li> <li>・漁業後継者：40歳未満、新規漁業者：50歳未満</li> <li>・漁業就業後3年以内の者</li> <li>・漁協の推薦を受ける者</li> </ul>	技術研修費及び生活費補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業後継者：月3万円</li> <li>・新規漁業者：月5万円</li> </ul>	西予市産業部 農業水産課 TEL：0894-62-6409
宇和島市	宇和島市 漁業新規就業者 支援事業	50歳未満	対象者：漁業協同組合  <u>対象者の条件</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修開始時に満50歳未満の者</li> <li>・愛媛県外又は県内から宇和島市へ移住する者</li> <li>・宇和島市に転入後1年以内に漁業に従事した者</li> <li>・研修終了後、組合員として独立して生計を立てること又は組合員に雇用されることを目的とした者</li> </ul>	『えひめ漁業担い手確保促進協議会』が国事業「水産関係民間団体 事業補助金交付等要綱」を活用して行う長期研修支援事業において、 研修生を受け入れる場合に就業・移住等にかかる費用を支援  <u>独立型</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業支度金 36万円（県内移住者は18万円）</li> <li>・定住支援金 70万円（県内移住者は35万円） {1年経過後に30万円、2,3年経過後に20万円ずつ}</li> <li>・住宅支援金 96万円{月額2万円×最長48ヶ月}</li> </ul> <u>雇用型</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業支度金 36万円（県内移住者は18万円）</li> <li>・定住支援金 50万円（県内移住者は25万円） {1年経過後に30万円、2年経過後に20万円}</li> <li>・住宅支援金 48万円{月額2万円×24ヶ月}</li> </ul>	宇和島市水産課 TEL：0895-49-7000
	宇和島市 真珠母貝養殖担い手確保 特別支援事業 <b>【令和8年度新設】</b>	63歳未満	対象者：漁業協同組合 <u>対象就業者の条件</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の終了後、概ね10年以上真珠母貝養殖業を継続する者</li> <li>・本事業開始時の年齢が満63歳未満の者</li> <li>・宇和島市に住所を有している者</li> <li>・市の他の移住定住促進及び就業促進に係る補助事業等による給付等を受けていない者</li> <li>・以下の①～⑤のいずれかに該当する者</li> </ul> ①研修者：国事業研修を受けることができないが、真珠母貝養殖業者の下で 研修を受け独立する者 ②国事業研修者：国事業研修により真珠母貝養殖業者の下で研修を受けるが、 宇和島市漁業新規就業者支援事業の対象就業者に該当しない者 ③参入者：研修者として最大2年間の研修を受け独立する者又は研修者若しくは 国事業研修者とならずに真珠母貝養殖業者として独立する者 ④後継者：真珠母貝養殖業者である3親等以内の親族の下で1年間従事した後、 新たに経営を継承する者 ⑤専従者：参入者又は後継者に該当する者と同一の経営体において新たに主体的に 漁業経営に参画する者	①②研修者： <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修支援金（最長36ヶ月） 前半18ヶ月以内：月額19万8,000円 後半18ヶ月以内：月額29万2,000円</li> </ul> ③参入者、④後継者、⑤専従者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・参入支援金（最長12ヶ月） 月額19万8,000円×12ヶ月（1人あたり）</li> </ul> <u>その他支援</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業支度金 36万円（県内移住者は18万円、市内在住者は9万円）</li> <li>・住宅支援金 72万円（月額2万円×最長36ヶ月）</li> <li>・独立支援金 70万円</li> </ul>	